

図 1 「印刷用はくり紙①」 本願意匠

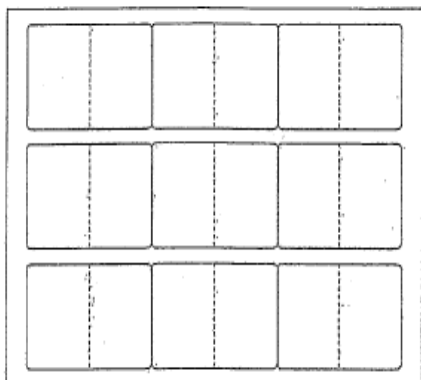


図 2 「印刷用はくり紙②」 本願意匠

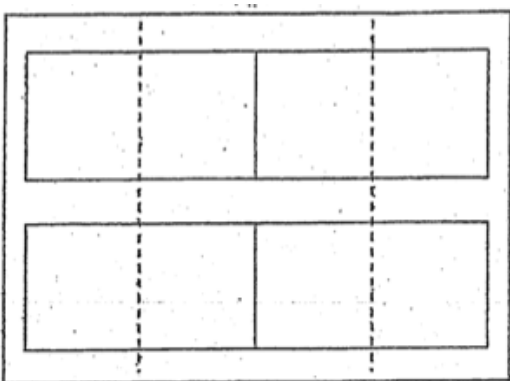


図 3 引用意匠（甲 1） 「大韓民国意匠商標公報 2009 年 3 月 12 日 09-05 号ミニアルバム用写真印刷用紙（登録番号 30-05226251）の意匠」（韓国特許庁HPより）

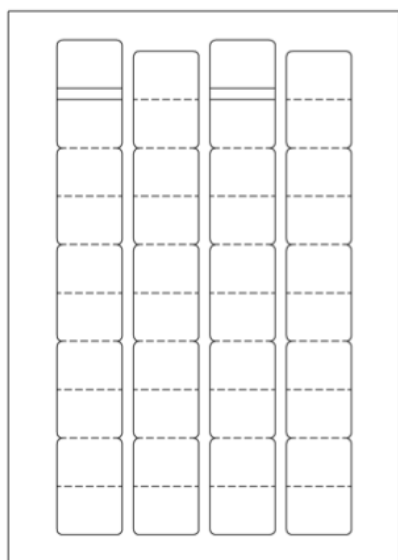


図4「印刷用はくり紙①」参考意匠1，特開平11-249205号の【図1】の意匠

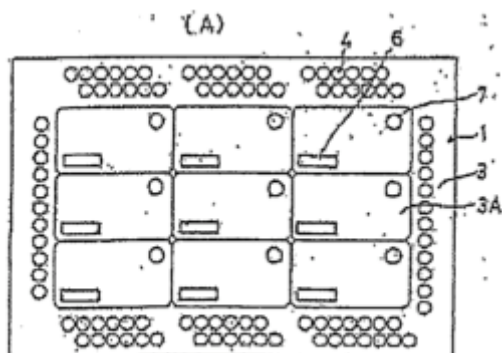


図5「印刷用はくり紙①」「印刷用はくり紙②」参考意匠2（甲3），特開2006-187971号の【図1】の意匠

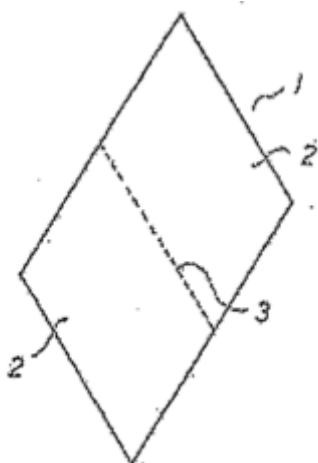


図6「印刷用はくり紙②」参考意匠1（甲2），特開2005-161656号の【図2】の意匠

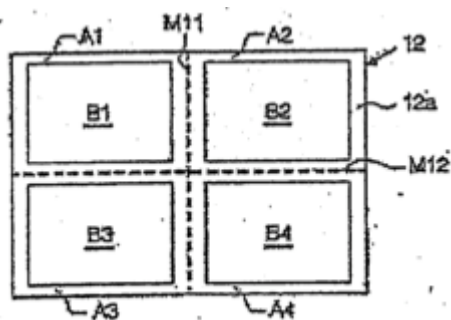
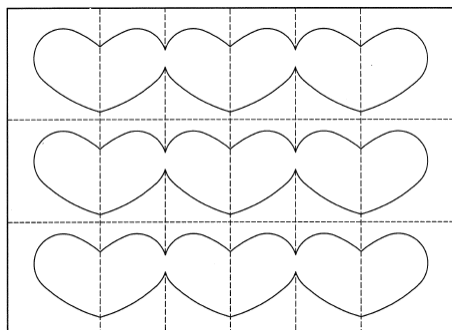
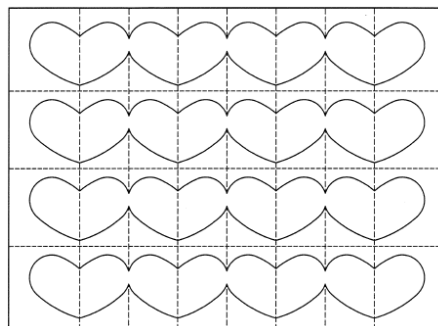


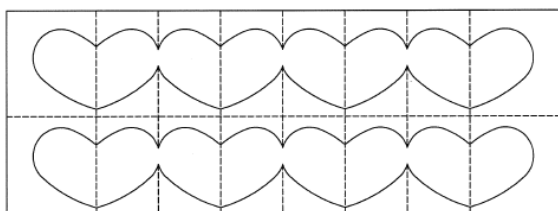
図 7



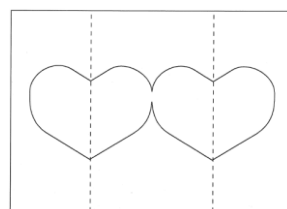
意登1389446号 (本意匠)



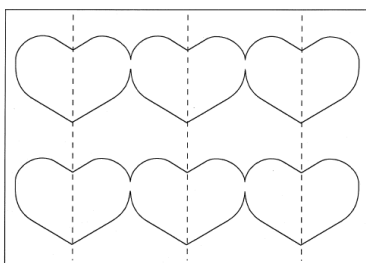
意登1389558号 (関連意匠)



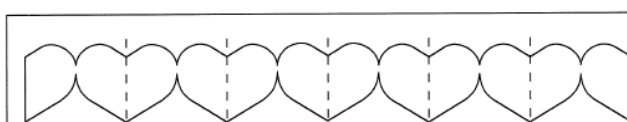
意登1389559号 (関連意匠)



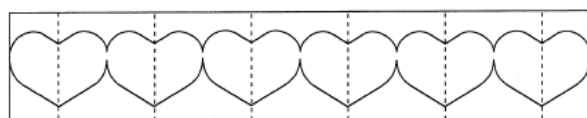
意登1389560号 (関連意匠)



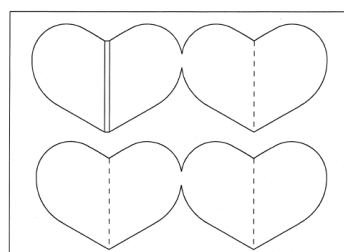
意登1389561号 (関連意匠)



意登1405457号 (関連意匠)

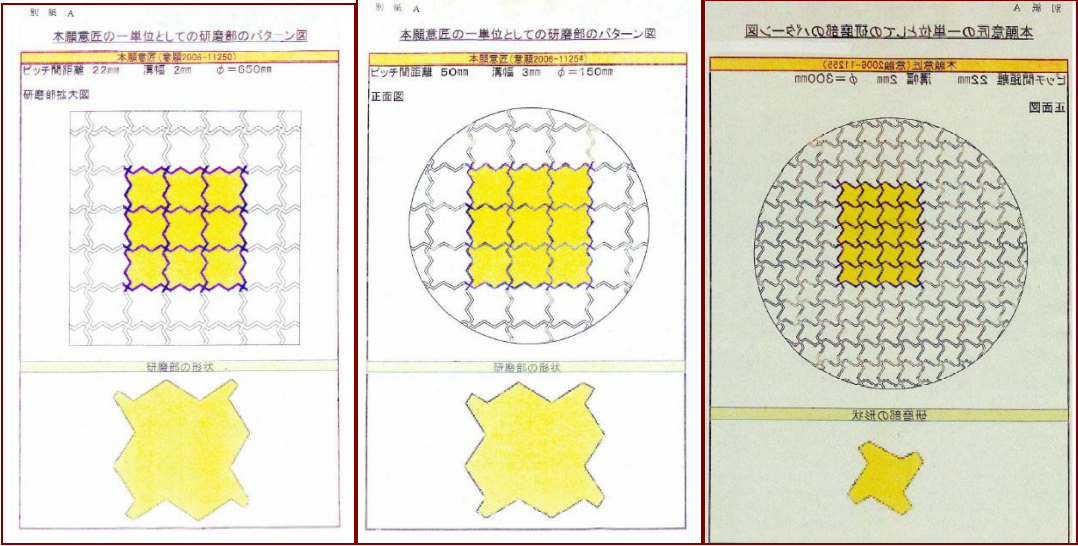


意登1405460号 (関連意匠)



意登1405461号 (関連意匠)

図 8 : 知財高判平成 20. 8. 28 「研磨パッド」 平成 20 (行ケ) 10069、同 10070、同 1007 1



「造形デザイン」の知財判決紹介（6）

一意匠の創作非容易性―

知財高判平成23年12月15日「印刷用はくり紙②」平成23年(行ケ)10240号

（同旨判決：知財高判平成23年12月15日「印刷用はくり紙①」平成23年(行ケ)10239号）

【事案の概要】

本件「印刷用はくり紙②」事件は、拒絶査定不服審判の審決に対する取消訴訟である。本願意匠の意匠に係る物品は「印刷用はくり紙」で、意匠の形態は、「図2」のとおりである。本願意匠は、はくり紙を2段2列に配置したものであるが、同旨事件である「印刷用はくり紙①」事件の本願意匠は、はくり紙を3段3列に配置したものである（図1）。いずれも、出願の意匠は創作容易であり意匠法3条2項の規定に該当し意匠登録を受けることができないとして、拒絶された。出願人はこれを不服として、拒絶査定不服審判を請求したが、審判の請求は成り立たないとの審決がなされた。争点は、本願意匠が創作容易か否かである。

「印刷用はくり紙①」事件及び「印刷用はくり紙②」事件の両審決で引用意匠とされたのは、同じ意匠であり、「大韓民国意匠商標公報2009年3月12日09-05号ミニアルバム用写真印刷用紙（登録番号30-05226251）の意匠」（甲1）である（図3）。（なお、登録番号は正確には「30-0522625類似1」である。審決をみると、請求人は「30-0522625」と誤解しているようである。）審決では、「印刷用はくり紙①」事件について、参考意匠1として「特開平11-249205号の【図1】の意匠」（図4）、及び参考意匠2として「特開2006-187971号の【図1】の意匠」（図5）を挙げている。また、「印刷用はくり紙②」事件について、参考意匠1として「特開2005-161656号の【図2】の意匠」（甲2）（図6）、及び参考意匠2として、「印刷用はくり紙①」と同じ「特開2006-187971号の【図1】の意匠」（甲3）（図5）を挙げている。

本件判決は、原告の主張を退け、本願意匠は創作容易な意匠であり意匠法3条2項に該当するとした審決を支持した。ただし、審決と判決ではやや判断が異なる点がある。すなわち、原告（審判請求人）は、「本願意匠は、所定サイズの長方形の印刷用紙に帯状片を大きく配置したレイアウトとするもので」（審

判請求理由），「本願意匠について帯状印刷部を除く台紙の余白部の形状」（審決取消理由）の創作非容易性を主張している。本審決では，本願意匠の認定に「余白部の形状」を含めなかったが，創作容易性の判断においては，「レイアウト」や「余白部」についても判断に含めている。そのため，請求人が主張する「余白部の形状」も含めた構成態様について創作容易であると判断しており，この本審決の論理は，やや強引との印象があった。

これに対して，本判決では，本願意匠の創作内容を「帯状印刷部」に限定し，台紙余白部の形状を含めない「本願意匠の認定」を踏まえて，創作容易との論理構成がされており，判決の「（５）創作容易性」の「ウ小括」で説示されるように，シンプルな判断となっている。本判決では，「本願意匠の認定」及び「引用意匠の認定」は，審決とほぼ同じであるが，「本願意匠と引用意匠との対比」を行っており，その過程において，「台紙余白部の形状」は本願意匠の内容（構成態様）に含まれないことが明確となっている。この本願意匠の認定に即して，本願意匠の創作非容易性を検討していることから，シンプルな論理が展開できたものと思われる。そして，創作容易の判断から外れる「台紙余白部の形状」については，「（６）原告の主張について」で判断している。

以下，審決の要旨も紹介し，対比して検討をする。

【審決要旨】

「４．当審の判断」

「（１）本願意匠

本願意匠は，写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な「印刷用はくり紙」に係り，横長長方形の台紙の表面に２段の横長帯状の印刷部（以下「帯状印刷部」という。）を設け，帯状印刷部には実線で囲まれた横長矩形状が２つずつ配され，その中央に縦方向にミシン目を設けたもので，ミシン目は上下の余白部にも設けられ，使用時には山折りにする縦の実線部や谷折りにする破線部のミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ，裏面を貼り合わせるにより，冊子状に形成できるものである。

（２）引用意匠

引用意匠は，写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な「ミニアルバム用写真印刷用紙」に係り，横長長方形の台紙の表面に４段の横長帯状の帯状印刷部を設け，帯状印刷部には，実線と破線で囲まれた

横長隅丸矩形状が5つずつ配され、その中央に縦方向にミシン目を設け、細帯状の表紙用の背当て部が設けられている横長隅丸矩形状を有する帯状印刷部と背当て部を有さない帯状印刷部を交互に設けたもので、使用時には破線部や中央のミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、裏面を貼り合わせるにより、冊子状に形成できるものである。

（３）本願意匠の創作容易性の判断

そこで、上記の形態について検討する。まず、（ア）この種の印刷用はくり紙の分野において、帯状印刷部を何段にするか、一段に何個の横長矩形状を設けるかは、必要とされる冊子の页数や台紙の大きさによるもので、適宜様々な段数や数を印刷することが想定されるもので、本願意匠の出願前より、横長矩形状を2段2列とした態様も普通に認められ（例えば、参考意匠1）、本願意匠のみの格別の特徴とはいえず、格別の創作を要するものとは認めることができない。次に（イ）角部の態様及び、実線と破線の組合せについて、本願意匠のように、横長矩形状を直角状とし、ミシン目を中央に施し谷折り線とすることは、本願意匠の出願前から通常見られる手法であって（例えば、参考意匠2）、横長矩形状を直角状とすることはごく普通の態様であり、特徴のないものといえ、山折り線と谷折り線を区別し、山折りと谷折りを繰り返して長いものを蛇腹状に折り畳むことは、紙を折り畳む際のありふれた手法を採用したまでのものであって、通常用いられる常套手段といえるもので、そこに格別の創作を認めることはできない。また、（ウ）引用意匠には、細帯状の表紙用の背当て部が設けられているのに対して、本願意匠にはそのような背当て部がない点に関しては、背当て部のない本願意匠の態様の方が、より特徴のない、ありふれた態様といえるもので、同一の横長矩形状を2段2列に配列した本願意匠の配列に格別の工夫を認めることはできず、横長長方形の台紙の中央に普通にレイアウトしたまでで、余白部にも特徴が認められず、当業者であれば容易に想到可能である配列であるといえる。さらに、（エ）本願意匠のようにミシン目を上下の余白部にも設けたもの（例えば、前記参考意匠1の意匠）が、本願意匠の出願前より公然知られ、その態様に独自の特徴を認めることはできず、印刷物の折り線を上下の余白部にまで延伸しただけのものであって、普通に見られるありふれた態様を採用したまでのものに過ぎない。

そうすると、本願意匠は、広く知られた横長長方形の台紙の表面に2段の帯状印刷部を設け、帯状印刷部は横長隅丸矩形状が2つずつありふれた態様に

配され、その中央縦方向に普通に見られるミシン目を設け蛇腹状に折り曲げ、冊子状に形成できるものであって、横長矩形状を２段２列にすることも、その角部を直角状とし、中央縦方向にミシン目を設けることも、ミシン目を上下の余白部に設けることも、いずれも本願意匠の出願前より普通に見られる態様といえるもので、本願意匠は、出願前より公然知られた引用意匠に見られる帯状印刷部を２段に配し、横長矩形状を２列に設け、角部を直角とし、その中央縦方向に普通に見られるミシン目を設け、ミシン目を上下の余白部にも設けた程度に過ぎないので、当業者の特段の創意を要した意匠と認めることができず、出願前の公然知られた形態に基づいて、当業者であれば、容易に創作をすることができた意匠と認められる。」

【判旨】

「(1) 意匠法３条２項について

意匠法３条２項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである

（最高裁昭和４５年（行ツ）第４５号同４９年３月１９日第三小法廷判決・民集２８巻２号３０８頁，最高裁昭和４８年（行ツ）第８２号同５０年２月２８日第二小法廷判決・裁判集民事１１４号２８７頁参照）。」

(2) 本願意匠の認定（省略。審決の認定と略同一。）

(3) 引用意匠の認定（省略。審決の認定と略同一。）

「(4) 本願意匠と引用意匠との対比

ア 上記(2)(3)によれば、本願意匠と引用意匠とは、以下の点において共通する。

(ア) 写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な印刷用紙であり、使用時には折り目やミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、裏面を貼り合わせることにより、冊子状に形成できるものである点

(イ) 横長長方形の台紙の表面に、複数の横長帯状の帯状印刷部を設けている点

(ウ) 帯状印刷部には、複数の横長矩形状が配され、中央に縦方向にミシン目が

設けられている点

イ また、上記(2)(3)によれば、本願意匠と引用意匠とは、以下の点において相違する。

(ア) 横長長方形形状の台紙の表面に設けられた横長帯状の帯状印刷部について、本願意匠は、2段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に2つの横長矩形状が配されているのに対し、引用意匠は、4段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配されている点

(イ) 横長矩形状について、本願意匠は、いずれも、実線で囲まれ、その中央に縦方向に上下の余白部までミシン目を設けたものであるのに対し、引用意匠は、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右のものには中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けたものである点

(5) 創作容易性

ア 帯状印刷部の段数及び構成について

上記のとおり、引用意匠は、4段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配されているのに対し、本願意匠は、2段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に2つの横長矩形状が配されている。

本願意匠出願前に、さまざまな段数の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部にさまざまな個数の横長矩形状が配されている印刷用台紙が存在し、横長矩形状にも四隅が隅丸のものも直角状のものも存在していたこと(乙1)、そして、2段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に四隅が直角状の2つの横長矩形状が配されている印刷用紙の態様があったこと(甲2)に照らせば、公知の引用意匠の上記構成から、本願意匠の上記構成を創作することに、着想の新しさないし独創性を見出すことはできず、当業者が容易に創作することができたものといわざるを得ない。

イ 横長矩形状について

上記のとおり、引用意匠は、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右のものには中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けたものであるのに対し、本願意匠の横長矩形状は、実線で囲まれ、いずれもその中央に上下の余白部まで縦方向にミシン目を設けたものである。

本願意匠の実線とミシン目は、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線である

ところ、実線とミシン目が折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。そして、印刷用紙の分野においては、折り畳みのための山折りと谷折りを区別するために、その指示線を区別して表すことは、本願意匠の出願前から写真用アルバム作成用の印刷用紙として既に行われていることである（乙6）。また、ミシン目を実線にすること及びミシン目を上下の余白部まで設けることは、当業者にとって、容易に創作することができる事項であり、さらに、背当て部を設けた引用意匠からそれをなくした本願意匠に想到し創作することにも、格別の困難は見当たらない。

ウ 小括

そうすると、横長長方形の台紙の表面に、4段の横長帯状の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に5つの横長隅丸矩形状が配され、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右の横長隅丸矩形状には中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、それ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けた公知の意匠から、2段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に2つの横長矩形状が配され、いずれもその中央に上下の余白部まで縦方向にミシン目を設けた本願意匠を創作することは、いわばその一部を切り取って横長矩形状の隅丸を直角状にし、ミシン目の一部を上下の余白部まで設け、又は実線に変更する程度のものであり、その意匠の全体から見ても、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しさないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものというべきである。

よって、本願意匠は、意匠法3条2項に該当する。

(6) 原告の主張について

ア 本願意匠の認定について

原告は、本願意匠について帯状印刷部を除く台紙の余白部の形状も含めて認定されるべきであると主張する。

しかしながら、本願意匠における帯状印刷部以外の余白部について、それが「E、三、3」の文字又は数字の形状を呈しているとは、直ちにいうことができない。仮に、本願意匠における帯状印刷部以外の余白部について、原告が主張するとおり、それが「E、三、3」の文字又は数字の形状を呈しているとしても、本願意匠は、冊子状にして使用可能な印刷用はくり紙に係るものであり、はくり紙の台紙は、通常、印刷部である帯状印刷部を取り去った後は不要とな

るものであるから、使用に供する帯状印刷部の態様こそが創作の中心になるものと解される。そのことからすると、本件審決が本願意匠の認定に際し余白部の構成を直接認定しなかったとしても、余白部は台紙のうち帯状印刷部以外の部分を指すものであるから、帯状印刷部の配置が認定されていることに照らし、それが直ちに結論に影響するとはいえない。

イ 帯状印刷部の配列及び余白部について

原告は、余白部が「E, 三, 3」の文字・数字の形状を呈するような構成態様は、ありふれた態様ではなく、引用意匠にも参考意匠1にも示されていないと主張する。

しかしながら、まず、本願意匠の余白部が「E, 三, 3」の文字又は数字の形状を呈しているとは直ちにいうことができないことは、前記のとおりである。引用意匠と同様に、帯状印刷部と帯状印刷部の間に細い余白部が生じるように配列し、それが2段であって、本願意匠出願前から普通に行われていたように、ミシン目を台紙の紙幅いっぱい形成した結果（甲2, 3）、帯状印刷部以外の余白部が、仮に「E, 三, 3」の文字又は数字の形状を呈しているようにみえたとしても、このことは、本願意匠の要部となる帯状印刷部の配列の結果にすぎないから、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 本願意匠の特徴の示唆ないし動機付けについて

原告は、帯状印刷部を除いた台紙の余白部形状が「E, 三, 3」の文字・数字形状を模した特有の美感を起こさせる本願意匠の余白部形状につき、引用意匠等に示唆がない旨主張する。

しかしながら、引用意匠において同形の帯状印刷部を2段とし、ミシン目を上下の余白部まで設ければ、帯状印刷部以外の余白部の形状は、自ずと本願意匠のような形状となるのである。意匠に係る物品が写真等が印刷可能な印刷部を台紙から剥がし冊子状にして使用可能な印刷用紙であり、使用時には折り目やミシン目に沿って蛇腹状に折り曲げ、裏面を貼り合わせることにより、冊子状に形成できるもので、横長長方形の台紙の表面に、複数の横長帯状の帯状印刷部を設けており、横長帯状の帯状印刷部には、複数の横長矩形状が配され、中央に縦方向にミシン目が設けられているという引用意匠と本願意匠との共通点に照らすと、引用意匠から本願意匠を創作する動機付けは十分である。

エ ミシン目の形成について

原告は、参考意匠1には、各印刷部にミシン目を施し、各ミシン目を連続的

に結合しかつ台紙の縦幅いっぱいに形成する発想は全くなく、本願意匠において、2本のミシン目を上下2段の帯状印刷部を横断して台紙の縦幅いっぱいに形成する構成態様は、普通に見られるありふれた態様ではないと主張する。

しかし、ミシン目を台紙の紙幅いっぱいに形成することは、本願意匠出願前から普通に行われていたものであり（甲2，3），原告の上記主張は、採用することができない。

オ 横長矩形状の角部の態様及び実線と破線との組合せについて

原告は、本願意匠の2本のミシン目を含めた形態は、ありふれた態様ではないと主張する。

しかしながら、上記のとおり、本願意匠の実線とミシン目とは、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線であり、実線とミシン目とが折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。よって、原告の上記主張は、採用することができない。」

【検討】

1. 意匠法3条2項の一般論

本判決が引用するように、意匠法3条2項理解の基礎となる判決は、「可撓伸縮ホース」事件最高裁判例（昭和49年3月19日第三小法廷判決）である。なお、平成10年改正の内容を反映して、「日本国内において広く知られた」の箇所は、「日本国内又は外国において公然知られた」と読み替え、また、「周知のモチーフ」も「公知のモチーフ」と読み替えられよう。（「可撓伸縮ホース」事件については、梅澤「意匠法3条2項（創作非容易性）について I」DESIGN PROTECT No.89 Vol.24-1, 8頁以下を参照されたい。）

2. 本願意匠の認定（「台紙の余白部の形状」を含むか否か）

本件のポイントは、本願意匠の「台紙の余白部」についての認定である。

（1）審判請求理由

原告は審判請求理由において、「本願意匠は、所定サイズの長方形の印刷用紙に帯状片を大きく配置したレイアウトとするものであり、このような構成態様までも容易想到であるとは言えず、創意工夫された構成態様である」（審判請求理由）と主張していた。確かに、本願意匠の図面を見ると、「横長長方形の台紙の表面に2段の横長帯状の印刷部を設け」との審決の認定は、抽象

的であり、むしろ、それを具体的に配置したレイアウト、すなわち、余白部の構成態様（上下の余白をやや幅広とし、左右の余白を細幅として、中央余白部を一番広幅に配置した構成態様）が視認されるといえよう

（２）本審決

本審決は、本願意匠の認定において、「ミシン目は上下の余白部にも設けられ」としているが、その他には余白部の態様について認定していない。しかし、「創作容易性の判断」では、請求人の主張に対応して、本願意匠の余白部の態様についてもその創作容易性について触れており、「横長長方形の台紙の中央に普通にレイアウトしたまでで、余白部にも特徴が認められない」と判断している。本審決では、「余白部の態様」を本願意匠の認定に含めていないにもかかわらず、創作容易性の判断においては、「余白部の態様」も含めて容易性を判断しており、「余白部の態様」が本願意匠の創作内容であるか否かがやや曖昧となっている。そして、「余白部の態様」も含めて本願意匠が創作容易であるとすると、創作容易と判断する論理がやや強引との印象がある。

（３）原告主張

原告は、「本件審決は、帯状印刷部を除いた台紙の余白部形状に係る特徴に何ら言及していない点において誤りがある。」とし、「ミシン目を上下の帯状印刷部において連続させかつ台紙の縦幅いっぱい形成することで帯状印刷部を除く台紙の余白部が「E、三、3」の文字・数字の形状を呈するように配置した構成」を本願意匠の構成態様として主張した。

（４）被告主張

これに対して被告は、「使用に供する帯状印刷部の態様が本願意匠の要部であって、その点に創作の主眼が置かれることから、本件審決は、創作非容易性の有無の判断において必要な態様に絞って記載したまで」と反論した。被告は、余白部の構成態様については「要部」でなく、「創作非容易性の有無の判断において必要な態様」ではないとしているが、審決においては、「横長長方形の台紙の中央に普通にレイアウトしたまでで、余白部にも特徴が認められない」との判断をしていた。

（５）本判決

本判決の「本願意匠の認定」及び「引用意匠の認定」は、審決とほぼ同じである。しかし、審決とは違って、「本願意匠と引用意匠との対比」を行っており、その過程において、「台紙余白部の形状」は本願意匠の内容（構成態様）に

含まれないことが明確となっている。本判決では、台紙余白部の形状を含めない「本願意匠の認定」を踏まえて、創作容易との論理構成がされており、判決の「（５）創作容易性」の「ウ小括」で説示されるように、シンプルな判断となっている。余白部の態様が、本願意匠の認定に含まれないとすれば、本願意匠は創作容易といわざるをえないように思われる。

本判決は、「台紙余白部の形状」について、「（６）原告の主張について」で判断している。すなわち、余白部の態様について、「本願意匠は、冊子状にして使用可能な印刷用はくり紙に係るものであり、はくり紙の台紙は、通常、印刷部である帯状印刷部を取り去った後は不要となるものであるから、使用に供する帯状印刷部の態様こそが創作の中心になるものと解される。」と説示している。最近の登録事例によれば、この種分野においては、「使用に供する帯状印刷部の態様こそが創作の中心」であり、「余白部の態様」は創作内容としてあまり評価されていないことが窺える（図 7 参照。意登1389446号を本意匠として 7 件が関連意匠の意匠登録を受けている。）。

3. 余白部の形状の評価

原告は、「余白部が「E、三、3」の文字・数字の形状を呈するように配置した構成は、ありふれた態様ではなく、引用意匠にも参考意匠 1 にも示されていない」旨主張した。

これに対して、被告は、「引用意匠において帯状印刷部が 2 段であれば、余白部全体は略「日」の字状となり、この「日」の字状の余白部を縦方向に 2 本のミシン目で仕切れば、余白部は左側が略「E」字状、中央部が漢字の「三」の字状、右側が数字の略「3」の字状に自然となるのであって、原告の主張は、単に帯状印刷部が 2 段であり、これを縦断して台紙の縦幅いっぱいに 2 本のミシン目が形成されていることを余白部に着目して述べたに過ぎない。」と反論した。

本判決も、被告と同様に、「余白部が、仮に「E、三、3」の文字又は数字の形状を呈しているようにみえたとしても、このことは、本願意匠の要部となる帯状印刷部の配列の結果にすぎないから、原告の上記主張を採用することはできない。」と説示している。

この説示については、「審決は、溝によって区切られて形成される各研磨面の形状を認定しなかった点において誤りがある」として審決が取り消された事

件（知財高判平成20.8.28「研磨パッド」平成20(行ケ)10069、同10070、同10071）における説示との関係が問題となろう。「研磨パッド」事件では、「本願意匠においては、正面の研磨面全体に規則的に複数の溝が交差して設けられ、研磨面全体が、溝によって複数の区切られ、区切られた各研磨部は、特有の形状を呈している。溝によって区切られた各研磨部の形状は、溝の構成、配列と密接不可分な関係があるが、溝の構成、配列のみが見る者に対して視覚を通じた美感を起こさせる構成要素であるというべきではなく、むしろ、本願意匠においては、正面視における各研磨面の形状が、見る者に対して、強い印象を与える特徴部分である」と説示されている（図8参照）。

本願意匠についても、その図面を予備知識なしに見る限り、「帯状印刷部の配列」だけではなく「余白部の形状」、すなわち、その形状が「日」形状か、「E、三、3」形状かはともかく余白部の具体的形状が視認されると思われる。しかし、上記のように、本願意匠は、「使用に供する帯状印刷部の態様こそが創作の中心になるもの」と解される。したがって、研磨面全体の構成態様を認定すべき「研磨パッド」とは違って、本件「印刷用はくり紙」の場合は、「余白部の形状」を含めずに本願意匠を認定すべきものと判断されたのである。そうすると、「余白部が、仮に「E、三、3」の文字又は数字の形状を呈しているようにみえたとしても、このことは、本願意匠の要部となる帯状印刷部の配列の結果にすぎない」と判断したことは妥当と思われる。

4. 多段階の論理構成

本判決の創作非容易性についての判断の結論は、余白部の形状の判断がなくなった分シンプルである。すなわち、「公知の意匠（引用意匠）から、……本願意匠を創作することは、いわばその一部を切り取って横長矩形状の隅丸を直角状にし、ミシン目の一部を上下の余白部まで設け、又は実線に変更する程度のもの」と説示している。

だが、シンプルな論理構成とはいえ、①「その一部を切り取って」②「横長矩形状の隅丸を直角状にし」③「ミシン目の一部を上下の余白部まで設け」④「又は実線に変更する」という、複数の創作過程が含まれており、「多段階のステップを踏む」（審判請求理由）論理構成となっている印象がある。

また、その結論を導き出す前提として、「ア 帯状印刷部の段数及び構成について」として、①「さまざまな段数の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷

部にさまざまな個数の横長矩形状が配されている印刷用台紙が存在し、横長矩形状にも四隅が隅丸のものも直角状のものも存在していたこと（乙１）」、及び、②「２段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に四隅が直角状の２つの横長矩形状が配されている印刷用紙の態様があったこと（甲２）」について判断している。そして、「イ 横長矩形状について」として、①「実線とミシン目が折り方を区別する常套手段であること」、②「印刷用紙の分野においては、折り畳みのための山折りと谷折りを区別するために、その指示線を区別して表すことは、本願意匠の出願前から写真用アルバム作成用の印刷用紙として既に行われていること」、③「ミシン目を実線にすること及びミシン目を上下の余白部まで設けることは、当業者にとって、容易に創作することができる事項」であること、及び、④「背当て部を設けた引用意匠からそれをなくした本願意匠に想到し創作することにも、格別の困難は見当たらない」ことを判断している。

『意匠審査基準』における「創作容易な意匠」の６つ例示（①置換の意匠、②寄せ集めの意匠、③．配置の変更による意匠、④構成比率の変更又は連続する単位の数の増減による意匠、⑤．公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をほとんどそのまま表したにすぎない意匠、⑥．商慣行上の転用による意匠）では、極めてシンプルな論理構成によって創作容易が判断されている。これらの例示に比べると、本件の論理構成は、複雑であり、『意匠審査基準』の例示には当てはまらない。とはいえ、「審査基準では、事例が掲げられているが、それは例示にすぎないと解されるのであって、仮に、掲げられた事例に該当しないとしても、そのことから直ちに、創作容易性を認めるべきでないと断すべきことにはならない。」（東京高裁判決2004.12.15「配線保護カバー」平16（行ケ）138）との説示のとおり、これらはあくまで例示である。だが、論理構成が複雑になると、「論証が複数ステップの論理展開」となってしまう、「論理の飛躍を含む論証になってしまいやすい」という問題があるといわれる（前田 健・小林純子「進歩性判断の法的な構造」パテント2010 Vol.63No.7 126頁）。

本判決は論理構成がやや複雑であるが、本願意匠の各態様が極めて創作容易であり、証拠が揃っていたことから、本願意匠は創作容易と判断されたものと思われる。（なお、一部の証拠（乙１、乙６）については確認できなかった。）

5. 「ありふれた態様」と「ありふれた手法」

『意匠審査基準』の例示を参考にすれば、一般的に意匠が創作容易であると判断されるのは、「公知の形態」を「ありふれた手法（置換、寄せ集め等）」によって変更して「本願意匠の形態」が構成できる場合である。なお、意匠の類否判断の方法として、先行意匠群と対比して、各部の構成態様について「ごく普通に見られるありふれた態様」であるか「新規な形態」であるか等を評価する（『意匠審査基準』30頁参照）。この類否判断における「ありふれた態様」と創作非容易性判断における「ありふれた手法」とは全く異なる概念であることに注意が必要である。したがって、本願意匠のある態様について「ありふれた態様」であることが証明されたとしても、「公知の形態」を変更して「本願意匠の形態」を構成する「手法」が「ありふれた手法」であることは、証明されたことにならない場合もある。ある態様が「ありふれた態様」であったとしても、公知の態様から当該態様への「形態変更の手法」が、その分野において「ありふれた手法」であることが明らかでなければ、創作容易と判断することはできないと思われる。

本審決においては、「ありふれた態様」と「ありふれた手法」の区別がやや曖昧になっているように思われる。例えば、「角部の態様及び、実線と破線の組合せについて、本願意匠のように、横長矩形状を直角状とし、ミシン目を中央に施し谷折り線とすることは、本願意匠の出願前から通常見られる手法であって（例えば、参考意匠2）」との認定や、「山折り線と谷折り線を区別し、山折りと谷折りを繰り返して長いものを蛇腹状に折り畳むことは、紙を折り畳む際のありふれた手法」との認定があるが、これらの「手法」は「態様」との区別が曖昧である。

これらの点について本判決では、「本願意匠の実線とミシン目は、いずれも蛇腹状に折り曲げるための線であるところ、実線とミシン目が折り方を区別する常套手段であることは、原告が自認するところである。そして、印刷用紙の分野においては、折り畳みのための山折りと谷折りを区別するために、その指示線を区別して表すことは、本願意匠の出願前から写真用アルバム作成用の印刷用紙として既に行われていることである（乙6）。」と説示している。

意匠の創作非容易性の判断においては、「ありふれた手法」と「ありふれた態様」との区別を明確にした論理構成が必要と思われる。

以上